

### 経済特区 (Special Economic Zones) に対する10年間の法人所得税の免除

タイ国財務省は、国家平和秩序評議会 (National Council for Peace and Order: NCPO) が定めた5つの経済特区に所得税の免除という形で優遇制度を導入することを検討しています。該当する地域は、ターク県メーソット地区、サケーオ県アランヤプラテート地区、トラート県クローンヤイ地区、ムックダーハーン県、およびソクラー県サダオ地区です。当該優遇措置は、現在BOI (Thailand Board of Investment) がZone 3への投資を促進するために認めているもの (例えば、8年間の法人所得税の免除およびその後3 - 5年間の50%減税) よりさらに優遇されたものとなっています。

### 負の所得税に関する研究

タイ国財務省財政政策局は、負の所得税についての研究論文を公表しました。当該論文に記されている提案によると、政府が低所得者 (年間所得が3万バーツ未満の個人) に年間所得の20%相当額の給付金を支給するとしています。給付金は所得が上がるに連れて減額され、年間所得が8万バーツに達したところでゼロになります。当該提案が承認された場合、政府は、個人所得税の申告書に記載された情報をもとに、個人が当該給付金の支給対象になるか否かを判断することになります。

### 歳入局のルーリング

#### 関係会社に対する保証に係る特定事業税

A社はB社の主要株主で、B社とは役員を共有しています。B社は金融機関に借入を申請しましたが、借入の条件の一つとして、A社が借入金全額の保証人になることが要求されました。A社は、通常業務として保証業務を請け負っていません。A社は当該保証が特定事業税 (SBT) の対象となるか、タイ国歳入局に確認しました。

タイ国歳入局は、もし当該保証が当該関係会社に対して一度のみで (他の関係会社に対して行っていない)、通常業務の一環として保証業務を行っておらず、また借入に際しての金融機関からの要件であるならば、A社はSBTの対象にならないと回答しました。すなわち、本件における保証は、商業銀行の通常の業務に類似したビジネスとは取り扱われず、よってSBTの対象にはならないとしました。

しかしながら、もし借入金の返済期間が延長されA社が保証人の期間延長に合意した場合、A社は商業銀行の通常の業務に類似したビジネスを行ったとみなされ、SBTの対象になります。

さらに、もしA社がB社に保証料を請求した場合には、たとえA社が他の者に対して保証業務を行っておらず、今回一度だけであっても、商業銀行の通常の業務に類似したビジネスを行ったとみなされ、SBTの対象になるとしました。

### 先物取引の投資家を保護するファンド

タイ国証券取引委員会との合意に基づき、C社は先物取引を行う投資家を保護するファンドを設立しました。ファンドに参加するために投資家 (メンバー) に請求されるフィーおよびその後のあらゆる拠出金は、ファンドの規約に明記された規準および手続きに従ってメンバーから集められます。資産運用とファンド解散時のメンバーへの資産配分はファンドの規約に基づいて行われます。

タイ国歳入局は、C社が（ファンドの規約に基づいて）メンバーをやめた投資家には返還しない権利を有し、あるいはファンドが投資を目的に使用できるフィーおよび拠出金は、C社の法人所得税の計算上益金に算入しなければならないとしました。しかしながら、付加価値税（VAT）の計算に際しては、これらは物品の販売もしくはサービスの提供から生じた所得とは考えられないため、VATの課税ベースに含める必要はないと回答しました。

メンバーからの拠出金の運用から生じた利子はC社の所得としてみなされ、法人所得税の計算上益金に算入しなければなりません。また、C社の資産運用活動から生じファンドメンバーに支払われる利益は、C社の法人所得税の計算上損金に算入され、タイ国歳入法上、源泉税を控除する必要はありません。

（注）本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

[http://www.deloitte.com/view/en\\_TH/th/services/tax-and-legal/c2d8ed59b7e58410VgnVCM3000003456f70aRCRD.htm](http://www.deloitte.com/view/en_TH/th/services/tax-and-legal/c2d8ed59b7e58410VgnVCM3000003456f70aRCRD.htm)

#### 日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 5 名が常駐し、日本の事務所からも頻繁にプロフェッショナルが出張ベースで来タイしております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

鈴木 基之	宮下 淳	中島 雄一朗	藍原 滋	真鍋 一孝
日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国税理士	日本国税理士
パートナー	シニアマネージャー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13228	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13002

**Business Tax & Indirect Tax**

Anthony Visate Loh  
+66 (0) 2676 5700 ext 5022  
[aloh@deloitte.com](mailto:aloh@deloitte.com)

**Legal Services**

Cameron McCullough  
+66 (0) 2676 5700 ext 5015  
[camccullough@deloitte.com](mailto:camccullough@deloitte.com)

**Business Tax (Japanese Services Group)  
& Indirect Tax**

Darika Soponawat  
+66 (0) 26765700 ext 12784  
[dsoponawat@deloitte.com](mailto:dsoponawat@deloitte.com)

**Transfer Pricing & Business Tax**

Dr. Kancharat Thaidamri  
+66 (0) 26765700 ext 11205  
[kthaidamri@deloitte.com](mailto:kthaidamri@deloitte.com)

**Business Tax (Business Model  
Optimization)**

Korneeka Koonachoak  
+66 (0) 2676 5700 ext 5023  
[kkoonachoak@deloitte.com](mailto:kkoonachoak@deloitte.com)

**Global Employer Services**

Mark Kuratana  
+66 (0) 2676 5700 ext 11385  
[mkuratana@deloitte.com](mailto:mkuratana@deloitte.com)

**Transfer Pricing & Customs  
Services**

Stuart Simons  
+66 (0) 2676 5700 ext 5021  
[ssimons@deloitte.com](mailto:ssimons@deloitte.com)

**Business Tax (M&A) & FSI**

Wanna Suteerapornchai  
+66 (0) 2676 5700 ext 10691  
[wsuteerapornchai@deloitte.com](mailto:wsuteerapornchai@deloitte.com)

---

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see [www.deloitte.com/th/about](http://www.deloitte.com/th/about) for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 200,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2014 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.